

令和6年4月からの介護保険法の改正における 株式会社一榮 介護支援事業 小規模多機能型居宅介護サービスの 介護保険サービス費の改定についてのお知らせ

★介護保険法の改正があり2024年度4月から変更があり、介護保険サービス費については令和6年3月31日までのもので、令和6年4月1日からは、以下の表記とさせていただきます。恐縮ですがご理解のほどお願い致します。

また、下記の金額に関しては1割負担の金額で介護保険負担割合証（現行1～3割）の負担割合の割合が適応となりますのでご理解ください。

※こちらの書類は契約書・重要事項説明書とともに保管くださいませ。

住居をご利用の方

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位 (円)	3109	6281	9423	13849	20144	22233	24516

小規模のみご利用の方

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位 (円)	3450	6972	10458	15370	22359	24677	27209

※介護保険法の法改正での料金改定ですのでご同意の程宜しくお願い致します。

※基本報酬の改定は、上記の通りですが、各種加算に付きましても改定があり、契約書及び重要事項説明書の記載通り、各事業所の該当する加算を算定させていただきます。また算定要件のご説明等もご確認くださいますよう宜しくお願い致します。

参照先：厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html
株式会社一榮 HP お知らせ <https://sanshin-grp.com/ichiei/>

小規模多機能型居宅介護 基本報酬

同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合（1月あたり）

<改定前 ⇒ 改定後>

要支援1	3,438 単位	⇒	3,450 単位
要支援2	6,948 単位	⇒	6,972 単位
要介護1	10,423 単位	⇒	10,458 単位
要介護2	15,318 単位	⇒	15,370 単位
要介護3	22,283 単位	⇒	22,359 単位
要介護4	24,593 単位	⇒	24,677 単位
要介護5	27,117 単位	⇒	27,209 単位

同一建物に居住する者に対して行う場合（1月あたり）

要支援1	3,098 単位	⇒	3,109 単位
要支援2	6,260 単位	⇒	6,281 単位
要介護1	9,391 単位	⇒	9,423 単位
要介護2	13,802 単位	⇒	13,849 単位
要介護3	20,076 単位	⇒	20,144 単位
要介護4	22,158 単位	⇒	22,233 単位
要介護5	24,433 単位	⇒	24,516 単位

総合マネジメント体制強化加算の見直し

<改定前>

総合マネジメント体制強化加算 1,000 単位/月

<改定後>

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1,200 単位/月（新設）

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800 単位/月（新設）

業務継続計画（BCP）未策定事業所に対する減算の導入

業務継続計画未実施減算（新設）

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止措置未実施減算（新設）

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化

<改定前 ⇒ 改定後>

			認知症加算（Ⅰ） 920 単位/月（新設）
			認知症加算（Ⅱ） 890 単位/月（新設）
認知症加算（Ⅰ）	800 単位/月	⇒	認知症加算（Ⅲ） 760 単位/月（変更）
認知症加算（Ⅱ）	500 単位/月	⇒	認知症加算（Ⅳ） 460 単位/月（変更）

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位／月（新設）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位／月（新設）

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる
介護職員等処遇改善加算（新設）

<改定後>

小規模多機能型居宅介護の加算率

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 14.9%

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 14.6%

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 13.4%

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 10.6%

科学的介護推進体制加算の見直し

科学的介護推進体制加算 40単位／月

◆LIFE へのデータ提出頻度について、他の LIFE 関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す

◆その他、LIFE 関連加算に共通した見直しを実施。

<入力負担軽減に向けた LIFE 関連加算に共通する見直し>

- ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
- ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

身体的拘束等の適正化の推進

運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

テレワークの取扱い

人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す

利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする

外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの緩和

(下線部箇所が変更点)

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定 就労開始 就労開始6ヶ月める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする

- 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
 - 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- 日本語能力試験N1またはN2に合格した者

小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し

小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととする